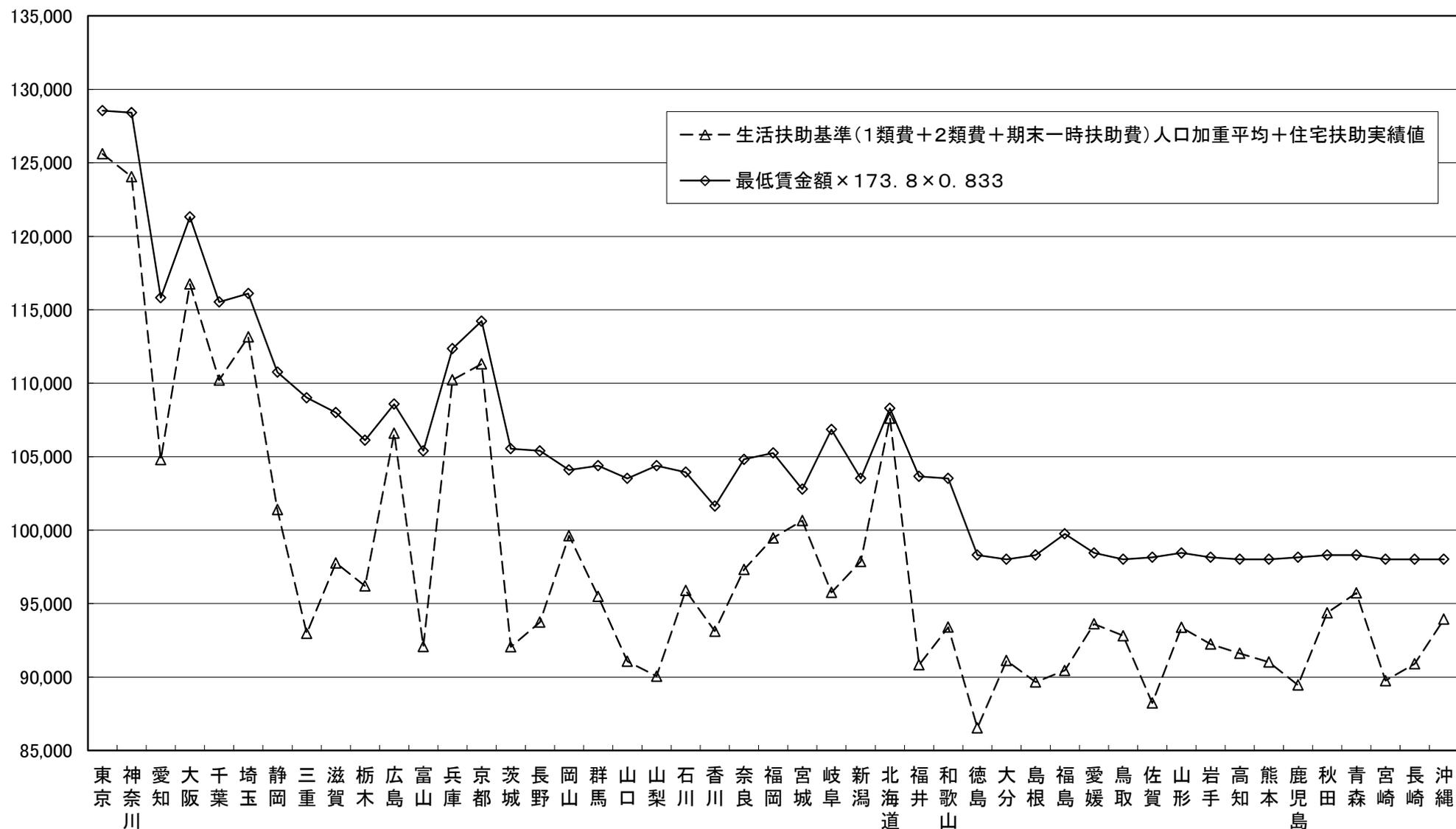


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

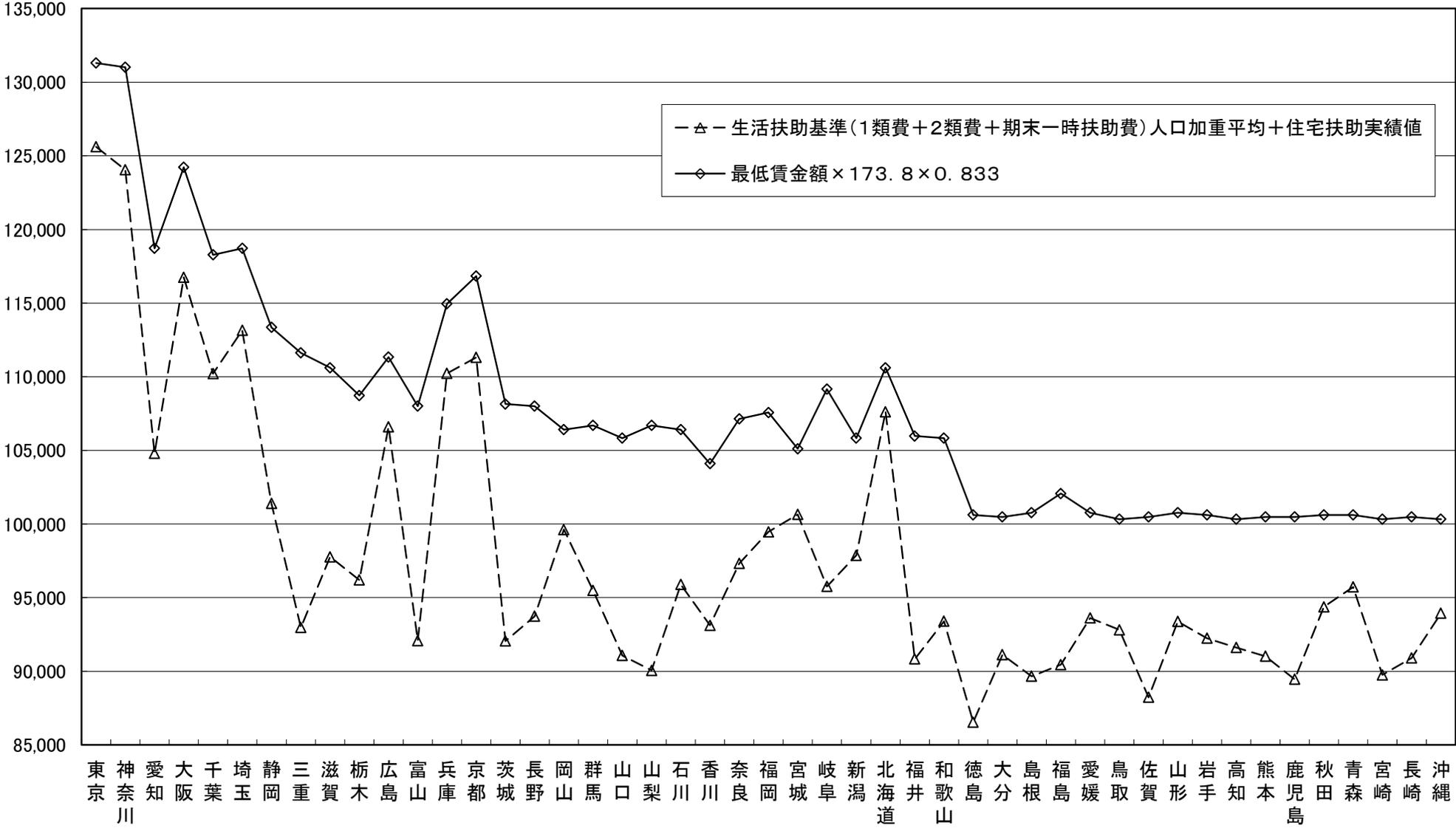
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成26年度のもの。

注4)0.833は時間額677円で月173.8時間働いた場合の平成26年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成26年度、最低賃金のデータは平成27年度のもの。
 注4)0.833は時間額677円で月173.8時間働いた場合の平成26年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額

	平成26年度データ に基づく乖離額 (A)	平成27年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)
北海道	△5	16	△21
青森	△18	16	△34
岩手	△41	17	△58
宮城	△15	16	△31
秋田	△28	16	△44
山形	△35	16	△51
福島	△65	16	△81
茨城	△94	18	△112
栃木	△69	18	△87
群馬	△62	16	△78
埼玉	△21	18	△39
千葉	△37	19	△56
東京都	△21	19	△40
神奈川県	△31	18	△49
新潟	△39	16	△55
富山	△92	18	△110
石川	△56	17	△73
福井	△89	16	△105
山梨	△99	16	△115
長野	△81	18	△99
岐阜	△77	16	△93
静岡	△65	18	△83
愛知	△77	20	△97
三重	△111	18	△129
滋賀	△71	18	△89
京都	△21	18	△39
大阪	△32	20	△52
兵庫	△15	18	△33
奈良	△52	16	△68
和歌山	△70	16	△86
鳥取	△36	16	△52
島根	△60	17	△77
岡山	△31	16	△47
広島	△14	19	△33
山口	△86	16	△102
徳島	△82	16	△98
香川	△59	17	△76
愛媛	△34	16	△50
高知	△45	16	△61
福岡	△40	16	△56
佐賀	△69	16	△85
長崎	△50	17	△67
熊本	△49	17	△66
大分	△48	17	△65
宮崎	△58	16	△74
鹿児島	△61	16	△77
沖縄	△29	16	△45

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。